

自動車整備技術の高度化検討会

設置要領

1. 趣旨

国土交通省では、平成23年度から「自動車整備技術の高度化検討会」を開催し、平成24年に排ガスOBDを中心とした汎用スキャンツールの標準仕様を策定するとともに、平成25年には整備技術の高度化に向けた方向性を取りまとめた。

しかしながら、近年、自動車の安全性を向上させるため、電子制御技術による安全装置の利用が急速に広まっている。この優れた性能を維持するためには、適切な点検整備を行うことが重要であり、故障を診断し、必要な整備が効果的に行える汎用スキャンツールによる整備環境の充実と整備要員の技能向上等の人材育成が求められている。

この様な中、平成27年1月に取りまとめた「自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン」において、普及が進む衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全装置についても、適切な点検整備が効果的に行える汎用スキャンツールの活用が課題として挙げられたことから、今般、本検討会を再開し、これらの課題について検討を行うこととする。

2. 検討会の名称

「自動車整備技術の高度化検討会」とする。

3. 検討会の運営

- (1) 検討会には、座長を1名置く。
- (2) 座長は、必要に応じて、検討事項に関係する者の出席を求めることができる。
- (3) 本検討会は、原則非公開とする。
- (4) 議事概要は、会議後、速やかに国土交通省ホームページにて公開する。
- (5) 配布資料は、個人情報や企業の内部情報が含まれているなどの検討会限りの資料を除き、原則ホームページで公開する。
- (6) この設置要領に定めるものの他、会議の運営に必要な事項については、座長が定めることとする。

4. その他

事務局を国土交通省自動車局整備課に置く。